

平成 19 年 3 月 28 日

大阪外国語大学
学長 是永 駿 殿

大阪外国語大学
労働者過半数代表者 佐々木 猛



「国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程」の一部改正にかかる意見書

- 一、箕面地区本来の地域給を支給するのに異存はない。
- 二、管理職手当が定額支給として金額が掲示されたが、本学の財政事情を勘案し検討した資料は何も示されていない。国立大学法人大阪外国語大学としての経営責任、説明責任を果たしていないので認めることはできない。